土屋新聞

発行所
株式会社　土屋
0120-547-278

住宅瑕疵担保履行法

平成21年10月1日から義務づけ

保険契約などの報告も義務に！

「住宅瑕疵担保履行法」とは、建設業者や宅地建物取引業者が新築住宅の基本構造部分にかかる「10年間の瑕疵担保責任」を果たすために必要な資力を、あらかじめ「保険」または「供託」によって確保することを義務とするもの。また、新築住宅を引き渡した建設業者や宅地建物取引業者は、年2回、国土交通大臣または都道府県知事に対し、保証金の供託または保険契約の締結状況を届け出る義務も課せられる。

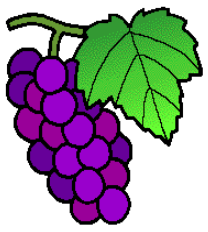

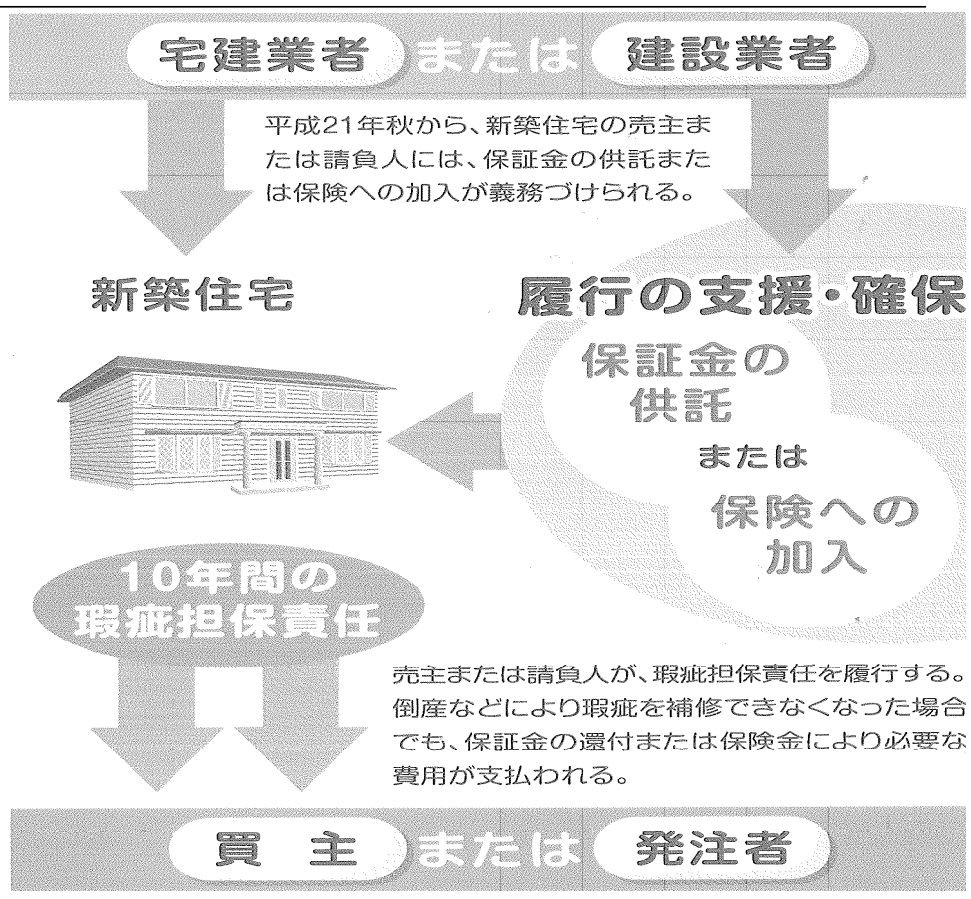

当社が以前から加盟しています国土交通大臣財団法人住宅瑕疵担保責任保証機構は、平成12年10月1日付で、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（以下、「瑕疵担保履行法」）第17条第1項の規定により、指定を受けました。

●対象となる瑕疵担保責任の範囲

資力確保措置の義務づけの対象となる瑕疵担保責任の範囲は『10年の瑕疵担保責任』（住宅品質確保法）である。具体的な部分は、構造耐力上の主要な部分と、雨水の浸入を防ぐ部分となっている。

木造（在来軸組工法）の戸建住宅の例

2階建ての場合の骨組み（小屋組・軸組・床組）等の構成

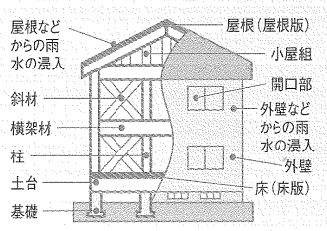

いらっしゃいませ　感謝祭

常務取締役　土屋　宏文

米国発、世界的な金融危機による株安と円高が、今後どの程度私達の生活に影響を及ぼすのか。考えると恐ろしくなるのは皆同じ気持ちでしょう。一見、良くなってきたかに思われた景気ですが、買い控えや、住宅投資の抑制などが起こり、また逆戻りの悪化へとつながっていく恐れがあるかもしれません。米国の思い切った対策を期待し、悪循環にだけはならないで欲しいと願います。

このような状況の中、㈱土屋が今日まで、そしてこの先も元気で居続けられるのは、私共をひいきにして頂いたＴＣＣ会員の皆様の御蔭であります。時にはご迷惑をおかけしている事があると思いますが、二度三度と繰り返し㈱土屋を信頼して、応援して下さっている現状に心から感謝の気持ちで一杯です。

その思いを込めて、今年もお客様感謝祭を開催致します。

㈱土屋で年に一度の一番ビッグなイベントです。様々な思考をこらして楽しい催しを準備し、当日の２日間は精一杯の感謝を表現します。

忙しい時期ではございますが、是非足を運んで、生で感じて頂きたいと思います。

社員一同、心よりお待ちしております。

家のことは何でも
ツチヤ

そうめやりましょう

株式会社 土屋

第11回お客様感謝祭開催

☆日時　11月8日（土）　9日（日）　AM10時～PM4時
☆場所　株式会社　土屋 本社

日頃お世話になっているお客様に真心を込めて開催します。

今年も恒例のもちつき大会をはじめ、木工教室、くじ引き大会、チャリティーバザー等々盛りだくさんの楽しい催しをご用意して皆様のお越しをお待ちしております。

※同封の招待状は当日の粗品引換券を兼ねますので必ずご持参下さい。

当日の売上金は、すべて高槻市に寄付させて頂きます。

※各商品は数に限りがありますので、品切れの際はご容赦願います。

主催　株式会社 土屋